

2019年2月5日

ダイコー通産株式会社

代表取締役社長 河田 晃

問合せ先： 管理部長 白井 充

TEL：089-923-2288(代)

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、社是である「和を以って努力せよ」の精神で、CATV及び情報通信業界へ国内外の高度な技術・情報及び高品質・低価格の商品を提供することで高度化するネットワーク社会の発展に貢献することを経営の基本理念としております。

信頼される企業であり続けるために、コンプライアンス経営を第一義として、成長と変革によって企業価値の最大化を図り、すべてのステークホルダー(株主、投資家、従業員とその家族、関係取引先、地域社会等の利害関係者)と良好な信頼関係を築き、経営の健全性及びコンプライアンスの徹底により、コーポレート・ガバナンス体制の構築に努めております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

#### 【補充原則1-2④】議決権の電子行使を可能とするための環境作り

本報告書提出時点において、株主構成に関する見通しが明らかでないため実施しておりません。今後、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳は、機関投資家や海外投資家の比率等を踏まえ、適切な環境整備方法を検討してまいります。

#### 【原則2-6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は、企業年金制度を導入しておりません。

今後、企業年金制度を導入する場合には、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みを行うとともに、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理できるよう配慮してまいります。

#### 【補充原則3-1②】英語での情報の開示・提供

当社は、英語での情報開示については、今後、海外投資家の比率等も踏まえ導入を検討してまいります。

#### 【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社では、独立社外取締役の選任に当たっては、東京証券取引所が定める独立役員の基準を充足することを独立性の判断基準としており、これまで当社独自の基準は設けておりませんでした。今後は、これ

に加え、当社の中長期的な企業価値向上に資することが期待できる人材であること、具体的には「経営幹部の経験」等の経営経験を有すること、あるいは「財務・会計に関する知見」等の専門性の高い知見を有していることを、独立社外取締役の選任に係る判断基準とします。今後、これらの基準を充たす適任者の選考・選任を進めてまいります。

【補充原則 4-11①】取締役会としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方  
当社では、取締役会における議論・意見交換をさらに活性化させるために、特に社外役員のバックグラウンドを多様化させることを課題と認識しております。現状、監査等委員である取締役4名のうち、3名が通信業界の出身者となっております。今後、コーポレートガバナンス・コードの主旨も踏まえ、当社の中長期的な企業価値の向上に資する監督及び助言が期待できる人材を追加選任する方針です。経営幹部の経験を有していること、公認会計士・弁護士等の専門性の高い資格を有していること等を選任の判断基準として人選を進め、取締役会のより一層の活性化につなげてまいります。

【補充原則 4-11③】取締役会の実効性について分析・評価結果の概要  
毎年度、各取締役の自己評価等も参考に、取締役会の実効性についての分析・評価を行い、翌年度の取締役会運営に生かしてまいります。上記結果の開示については、今後検討してまいります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

##### 【原則 1-4】政策保有株式

当社は、取引先との継続かつ安定的で良好な取引関係の維持・強化を図ることを基本方針として、政策保有株式を保有しております。また、当該株式については、毎年、取締役会においてリターンとリスク等を踏まえた中・長期的な観点から保有目的や合理性を検証し、見直しを図ります。  
議決権行使については、株主価値の毀損につながる議案に関しては個別に精査するなど、当該会社の状況や当社との関係維持・強化などを総合的に判断しております。

##### 【原則 1-7】関連当事者間の取引

###### (1) 関連当事者取引等の実施に対する基本方針

当社は、関連当事者との取引を原則実施しない方針としております。関連当事者取引等の実施につきましては、その取引が当社の経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等を特に留意して、当社取締役会の決議により行う方針であります。

###### (2) 関連当事者取引等の適正性を確保するための体制

当社では、全役員に関連当事者取引等の有無に関する申告を義務付けております。加えて、監査法人による確認を行っております。

また、新規に関連当事者取引等に該当する取引を行う場合は、取引条件の妥当性、当該取引の合理性(事

業上の必要性)等を慎重に検討したうえで、取締役会の承認を得ることとしており、取引の適正性を確保する体制を築いております。

**【原則 3-1】 情報開示の充実**

(i) 経営理念等や経営戦略、経営計画

当社の経営理念等や経営戦略、経営計画については当社ホームページ、決算説明会等で開示してまいります。

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「基本的な考え方」に記載しておりますが、健全性及び透明性を確保し、社会からの信頼を得るためには、情報開示は重要な経営責任の一つであると認識し、株主をはじめとするステークホルダーの皆様に対し正確な情報を迅速・公正に伝達する方針です。

(iii) 取締役会による経営陣幹部・取締役報酬決定についての方針と手続き

株主総会で承認された役員報酬総額の上限額の範囲内において、期待される役割とそれに応じた責任を考慮したうえで、監査等委員でない取締役については取締役会が代表取締役社長に一任し、これを決定しております。監査等委員である取締役については監査等委員会の協議により個々の監査等委員毎に報酬を決定しております。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査等委員の指名を行うに当たっての方針と手続き  
経営陣幹部を含む取締役候補、監査等委員候補の選任と指名については、当社の経営理念、経営方針に対する理解があることに加え、経験、人格、見識、能力等を考慮し、取締役会の決議を経たうえで株主総会に議案を上程しております。

(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査等委員の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

個々の選解任・指名理由の説明については招集通知に記載する方法により開示しております。

**【補充原則 4-1①】 取締役会の経営陣に対する委任の範囲**

当社では、取締役会規程により取締役会で判断・決議すべき事項を明確に定めておりますが、法令及び定款に定められた範囲において取締役会の決議により重要な業務執行の全部または一部を業務担当取締役に委任することができるものとしております。また、取締役会は各取締役の業務執行を監督する義務を有し、各取締役より適時に報告を受けることとしております。

**【補充原則 4-10①】 任意の仕組みの活用**

当社では、独立社外取締役が取締役会の過半数に達しておりませんが、独立社外取締役を主要な構成員とする諮問委員会等は設置していません。取締役の指名及び報酬については、取締役会で審議を行うに先立ち、代表取締役社長は、各取締役の意見を取り入れた原案を作成し、独立社外取締役と意見交換を行い適切な助言を受けております。

今後は、取締役候補の選定及びその報酬の決定については、独立社外取締役の意見を十分反映できるよ

うに任意の委員会（指名委員会及び報酬委員会）を設置することを検討しております。なお、当委員会の設置は2019年5月頃を予定しております。

【補充原則4-11②】取締役が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況  
全取締役の重要な兼職状況については、「株主総会招集通知」「有価証券報告書」等の開示書類において適宜開示しております。

【補充原則4-14②】取締役に対するトレーニングの方針  
当社では、取締役に期待する役割が適切に果たされるべく、取締役に對し、職務遂行に必要な財務会計等に関する情報を適切かつ適時に提供し、意見交換を実施しております。  
また、社外役員を含め全役員に対して、取締役会の審議の充実を図るため、重要会議（予算会議等）に関する資料の配布・説明を行うなど当社事業に対する理解を促進する機会を継続的に提供し、社外役員との意見交換を実施しております。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針  
当社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに検討しております。また、株主との建設的な対話を促進するための方針については次の【補充原則5-1①及び②】記載のとおりです。

【補充原則5-1①】株主との対応者  
合理的な範囲内で、取締役等が対話（面談）に臨み、IRを担当する経営企画室長が補助しております。

【補充原則5-1②】株主との建設的な対話を促進するための方針

- (i) 株主・投資家を含むすべてのステークホルダーに対する公平かつタイムリーな情報開示を行い、コミュニケーションを重視するよう代表取締役社長自らが面談に臨んでいく方針です。
- (ii) 経営企画室が中心となってIRを担当しておりますが、決算開示資料の作成、株主向けのWEBページの運用等、管理部等の関連部署と連携を取りながら、株主の皆様との建設的な対話の促進に努めてまいります。
- (iii) 個別面談以外にも、状況に応じて機関投資家向け説明会やアナリスト説明会を開催し、取締役が直接対話してまいります。
- (iv) 対話を通じて把握できたご意見等につきましては、経営企画室が取り纏めたうえで取締役会に報告し、情報共有及び経営改善を図ってまいります。
- (v) 株主・投資家との対話に際しては、「情報開示及びインサイダー取引防止規程」に基づき、インサイダー情報の管理を強化・徹底し、株主間の平等を図るよう対応してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ディー・ケー・コーポレーション	810,200	33.41
ダイコー従業員持株会	244,130	10.07
河田 晃	225,530	9.30
河田 充	149,950	6.18
西村 晃	128,140	5.28
東京センチュリー株式会社	100,000	4.12
河田 正春	87,140	3.59
河田 すみ子	67,980	2.80
栗栖 正治	39,150	1.61
小谷 幸恵	31,920	1.32

支配株主名	—
-------	---

親会社名	なし
親会社の上場取引所	

補足説明

株式会社ディー・ケー・コーポレーションは、代表取締役社長河田晃の資産管理会社であり、河田晃が全株式を保有しております。
---

3. 企業属性

上場予定市場区分	第二部
決算期	5月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上 1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	なし

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—
---

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名（監査等委員4名を含める）
定款上の取締役の任期	1年（監査等委員は2年）
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	12名（監査等委員4名を含める）
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
河端 民平	その他													
濱崎 省二	他の会社の出身者													
倉本 逸男	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
河端 民平	○	—	長年司法書士業務に携わった経験・見識等を有しており、職務執行等の監査機能の強化に寄与していただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、同氏は独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しました。
濱崎 省二	○	—	長年通信業に携わってきたことで得た幅広い知識や見識を有し、企業経営者としての経験からも、職務執行等の監査機能の強化に寄与していただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、同氏は独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しました。
倉本 逸男	○	—	長年通信業に携わってきたことで得た幅広い知識や見識を有しており、当社の監督機能がさらに強化できると判断し、社外取締役として選任しております。また、同氏は独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	4	2	1	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人はおりませんが、監査等委員から求められた場合には、監査等委
--

員と協議のうえ、合理的な範囲で配置することとしております。また、当該使用人の任命・異動等人事権に関する事項の決定には、監査等委員の事前の同意を得ることにより独立性を確保することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、監査方針を定めるとともに、効率的に監査を実施するため、会計監査人及び内部監査室と協議または意見交換を行い、監査計画を決定しております。また、適宜内部監査室と情報交換を行い、適正な監査の実施及び問題点、指摘事項の改善状況の確認を行っております。また、監査等委員会は、定期的に会計監査人と会合をもち、会計監査の状況及びその結果について報告を受けるとともに、意見交換を通して緊密な連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外取締役をすべて独立役員に選定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

—

ストックオプションの付与対象者	なし
-----------------	----

該当項目に関する補足説明

—

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。  
監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役の報酬等は、それぞれ上限で開示しております。



報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会決議により監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。

各取締役の報酬額は、監査等委員でない取締役については取締役会が代表取締役社長に一任して決定し、監査等委員である取締役については監査等委員会の協議にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会における決議案件や重要な報告に対する監督・助言を資するため、経営企画室長が事前に議案等をメール送信し、十分な情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(a) 取締役会

取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名と、監査等委員(社外取締役を含む。)4名で構成されております。原則として毎月1回定例の取締役会を開催し、別途必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、重要事項の審議・決定等を行い、迅速な意思決定及び効率的な事業運営を行うとともに、業務執行状況の管理監督を行える体制としております。

また、取締役会のほかに月次の業績報告会議を月1回開催しており、経営事項に関わる情報の共有を図ることで、効率的な業務執行を行っております。

(b) 監査等委員会

監査等委員会は、4名で構成され、うち3名は社外取締役であります。監査等委員は取締役会及びその他重要な会議体に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに意思決定にも関わっております。

監査等委員会は、原則として毎月1回開催され、監査方針を定め、内部監査室及び会計監査人とも連携して、当社の業務や財産の監査を行い、意見を具申しております。

(c) 内部監査室

当社は、代表取締役社長の直轄組織として内部監査室を設置し、内部監査室長1名を選任しております。内部監査体制は、1名ですが、必要に応じて内部監査室所属以外の者を社長の承認を得て、監査担当者に加えることができる体制であります。内部監査室は、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施しており、営業所・本社営業部等の監査を定期的に行っております。

(d) 会計監査人

当社は、会計監査人としてEY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、正確な経営情報の提供に基づき、公正かつ継続的な監査を受けております。また、経営に重要な影響を及ぼす案件については、事前に助言を受ける体制をとっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査等委員会設置会社であり、社外取締役である監査等委員を運営の意思決定機能を持つ取締役会の構成員とすることで、経営の監視機能を強化しております。

取締役会は、定例の取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、経営の監督機能の強化に努めております。

また、社外取締役である監査等委員 3 名は、いずれも財務及び会計、企業経営に関する相当程度の知見を有する者を選任しており、経営の監査・監督機能に努めております。

こうした体制により、「適切なガバナンス機能」と「意思決定の迅速化」を両立しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、株主総会の招集通知については、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催に当たっては、より多くの株主にご参加いただけるよう、集中日を回避した日程の設定にしております。
電磁的方法による議決権の行使	今後の検討事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の検討事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	海外投資家等の構成割合により、今後の検討事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後、ディスクロージャー基本方針を定め、ホームページに掲載することによって公表を行う方針にて検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社等が主催する個人投資家向け説明会への参加など、情報発信を実施する方針にて検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家	定期的を開催してまいります。	あり

資家向けに定期的説明会を実施		
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後、海外投資家等の株主構成を踏まえて、実施の是非を検討してまいります。	あり
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページに IR サイトを設け、決算情報、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示資料等を掲載してまいります。	
IR に関する部署(担当者)の設置	経営企画室が担当し、必要に応じて各部署と連携を図りながら IR 活動を行ってまいります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社はコンプライアンス規程において、当社のステークホルダーに対して健全で良識のある行動規範を規定しており、それぞれの立場を尊重することを義務づけております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	該当事項はありません。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、顧客、株主、従業員、協力業者等、当社のステークホルダーに対して、適時適切に会社情報を提供することが重要であると認識しております。そのため、当社ホームページ及び適時開催予定の会社説明会等を通じて情報提供を行っております。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<p>当社は、「企業は人なりの考えに基づき、社員とその家族、株主及び関係取引先に対し最大限の利益を供給する。」を企業理念としており、この企業理念のもと、様々なステークホルダーに適切かつ公平に応えるべく、継続的な成長と企業価値の最大化を図りつつ、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に努めていくことが重要な経営課題と位置付けています。</p> <p>コーポレート・ガバナンスを維持していくうえで、業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）の確保・整備は、経営上必要なプロセスであると認識しており、次のとおり内部統制システムの構築に関する基本方針を定めています。</p> <p>1. 当社の取締役及び従業員（以下「役職員」という）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>(1) 当社のコンプライアンス体制の基礎となる「倫理綱領」に基づき、役職員の法令・定款及び経営理念の遵守に関する指針として「コンプライアンス基本指針」を定め、役職員への周知徹底を図る。</p>
--

- (2) 当社のコンプライアンスを推進するため、コンプライアンス担当役員と各部門のコンプライアンス担当責任者は、コンプライアンス実践体制を構築する。
- (3) 内部監査部門として、執行部門から独立した内部監査室を設置し、各部門のコンプライアンス担当責任者と連携してモニタリングを実施する。
- (4) 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部通報体制を整備し、「公益通報管理規程」に基づき、その運用を行う。
- (5) 監査等委員である取締役は内部監査室と連携し、当社の法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- (6) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、「反社会的勢力対策規程」に基づき、一切の関係を持たない。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行、意思決定に係る情報については、「文書管理規程」その他関連する規程・マニュアルに基づき、適切かつ確実に検索可能な状態で保存、管理する。また、取締役が当該情報を求めたときは、適時にそれらを提供できる状態に管理する。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、必要に応じて社内規程等を制定し、マニュアルの作成・配布、教育及び内部監査を実施して、当社の損失の危険を回避・予防し、または管理するものとする。
- (2) 緊急かつ全社的に対処する必要がある場合には、「リスク管理規程」に基づき、情報の収集・リスクの評価・優先順位・対応策など総括的に管理を行う。また、必要に応じて顧問弁護士等第三者の助言を受け、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整える。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営理念を基盤に、将来の事業環境に適応していくために、事業計画に基づき、計数的目標を明示し、営業部門の目標と責任を明確にするとともに、月次の利益計画を策定し、予実管理を行う。
- (2) 取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項を決定し、取締役の職務の執行を監督する。各ブロックを担当する取締役は、取締役会において年度事業計画の進捗状況及び具体的な実行施策を報告し、効率的な業務遂行体制を構築、実施する。
- (3) 「取締役会規程」、「組織規程」、「職務権限規程」及び「職務分掌規程」等に基づき、取締役ごとの役割と責任を明確化するとともに、意思決定プロセスの簡素化等により経営における意思決定の迅速化を図る。また、重要事項については、取締役会の合議により慎重な意思決定を行う。

5. 監査等委員会及び監査等委員である取締役の職務を補助すべき従業員に関する事項と当該従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性確保に関する事項

- (1) 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、監査等委員会の同意のもとに、補助すべき従業員として、監査計画に従い必要な人員を配置する。
- (2) 監査等委員会及び監査等委員である取締役を補助する従業員は、その職務に関して監査等委員である取締役の指揮命令のみに服し、取締役（監査等委員である取締役を除く）から指揮命令を受け

ないこととする。

- (3) 当該従業員の人事異動、懲戒その他の人事に関する事項の決定には監査等委員である取締役の同意を得る。
6. 当社の役職員が当社の監査等委員である取締役に報告をするための体制及び報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 監査等委員である取締役は、監査等委員会が定める監査計画に従い、取締役会その他の重要な会議に出席し、役職員から重要事項の報告を求めることができる。
- (2) 役職員は、職務の執行に関する法令・定款違反、不正行為の事実、または著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、監査等委員である取締役に遅滞なく報告する。
- (3) 当社は、監査等委員である取締役へ報告を行った当社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
7. その他監査等委員会及び監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社の役職員は、監査等委員会及び監査等委員である取締役の監査に対する理解を深め、当該監査の環境を整備するよう努める。
- (2) 監査等委員である取締役は、内部監査室及び会計監査人と連携し、適切な意思疎通を行うことにより監査の実効性を確保する。
- (3) 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員である取締役または監査等委員会からの適時な報告に対して、真摯に受け止める。
- (4) 監査等委員会から、その職務の執行について生ずる費用等の請求があり、当該費用等が監査等委員の職務の執行に必要であると認められた場合、これに応じるものとする。
8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との関係は排除するという信念をもっております。この信念のもと、取締役会や幹部社員を集めた会議等においては、折に触れ、自ら注意を促しております。当社ではこれらの教育的指導により意識高揚が図られており、全社員に周知されているものと考えております。

各営業部門の新規顧客の取引開始時には、外部の調査機関の活用及び取引先等からの風評等の信用調査結果を必ず収集したうえで取引開始を実行するなど、営業体制を確立しております。加えて、既存取引先についても、定期的に信用調査を行う等のチェック体制を確立しております。また、取引基本契約書には反社会的勢力排除を謳っており、当社の意思が内外に分かる様取り組んでおります。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

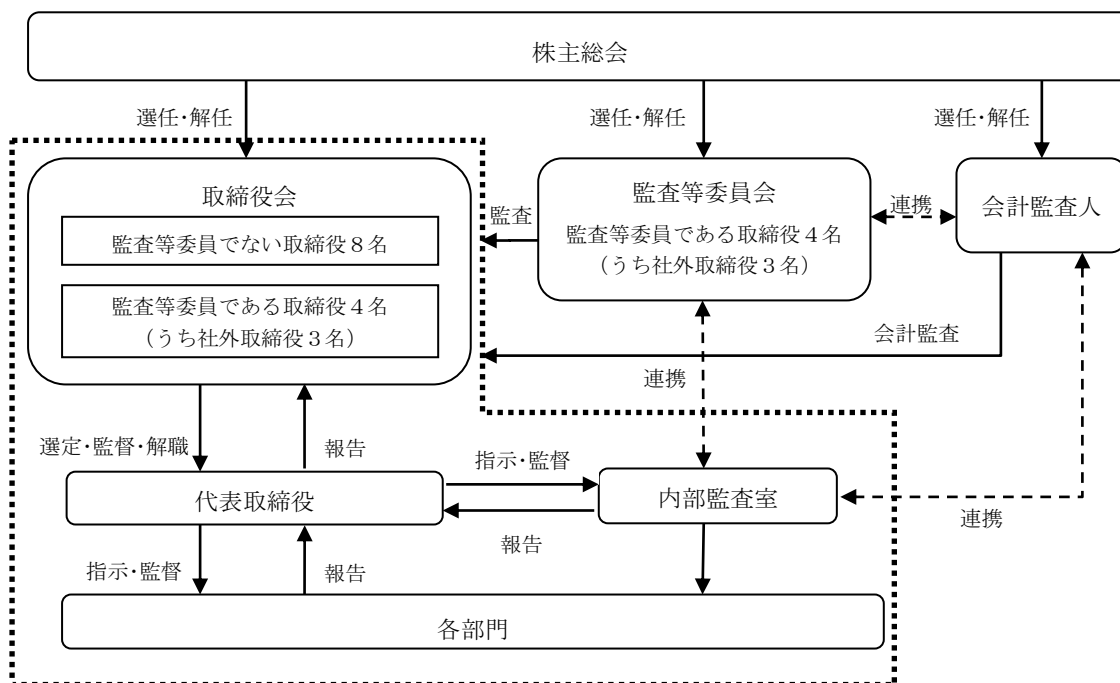
該当項目に関する補足説明

—
---

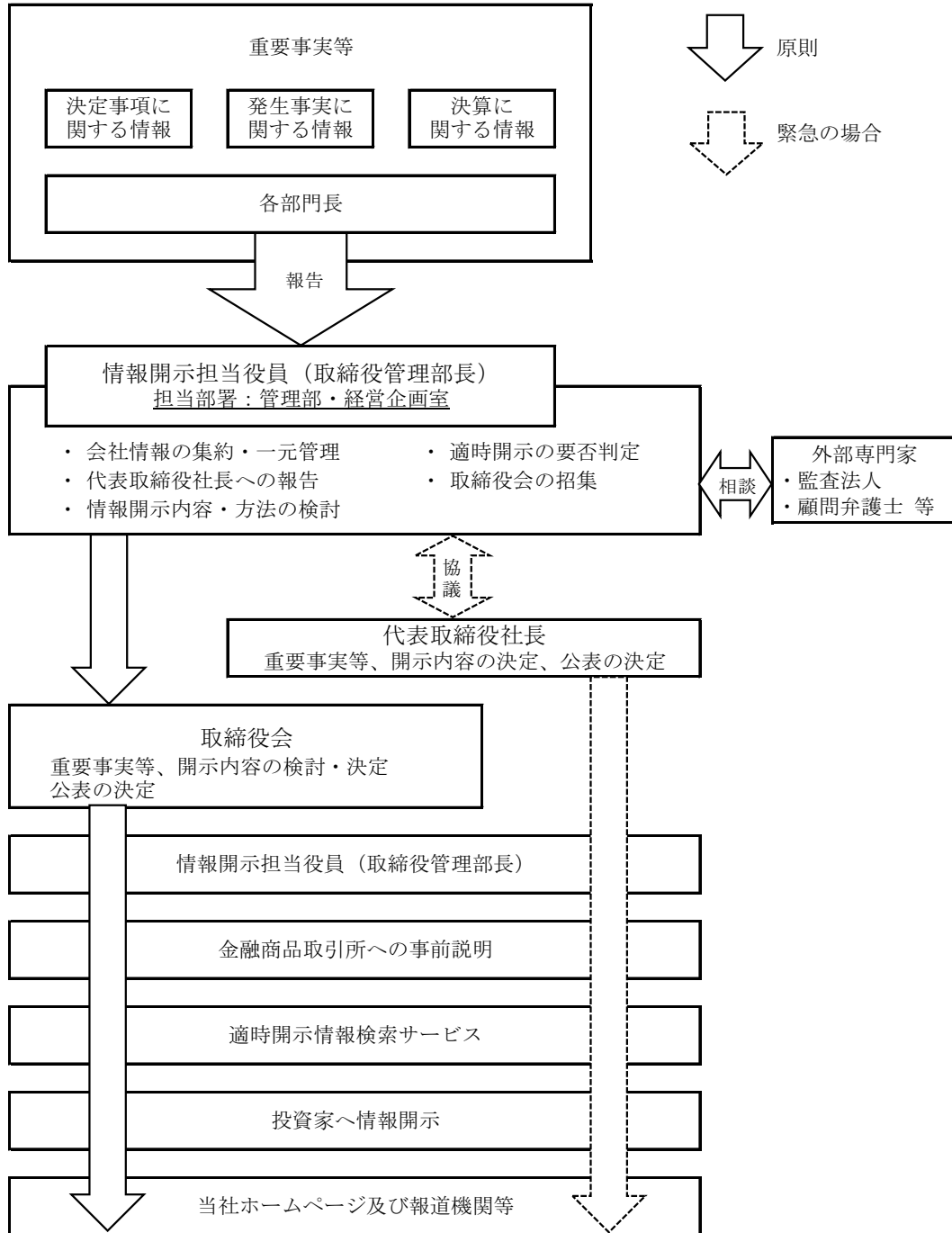
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

—
---

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要(模式図)】



以上